平成２５年（フ）第４４９号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地60棟307号
債務者　玉置　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目41番地　村山荘
債務者　佐藤　健造
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６１号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目17番12号ダイドーメゾン園田Ⅱ104号
債務者　肥後　**隆**雄
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―1003号
債務者　金子　幸代
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７４号
長野県千曲市大字寂蒔901番地２　リンピアワッセナー303号室
債務者　阿部　雅生
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１８号
長野県松本市波田6192番地８
債務者　荻原　　靖
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３９号
長野県安曇野市穂高柏原1881番地13
債務者　川上　敬介
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２９号
長野県飯田市羽場坂町2336番地１　羽場坂第２ビル304号
債務者　ドウアルテ　ジョゼ　ゴメス（ＤＵＡＲＴＥ　ＪＯＳＥ　ＧＯＭＥＳ）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第８６４号
名古屋市港区野跡３丁目３番１―602号　梅ノ木荘
債務者　二瓶　光弘
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２１号
名古屋市中区千代田５丁目18番24号　松ケ枝住宅906号
債務者　山田由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９号
兵庫県明石市大久保町福田３丁目１番24―710号
債務者　渡辺美貴子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
神戸市西区伊川谷町有瀬1398番地の１　プロムナードＢ棟202号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1046番地の１　1110号
債務者　中西　勇二
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
兵庫県明石市大蔵八幡町14番４号　ＲＩＳＯ大蔵海岸101号
債務者　壽福あさみ
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
兵庫県明石市大久保町大窪953番地の１　レオパレス大久保207号、前住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目１番地の１　イーストスクエアⅢ番館906号
債務者　城下　浩明
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
北九州市八幡西区本城３丁目２番２―101号
債務者　上島　正代
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７号
大分県中津市大字万田320番地６　コーポ田園101
債務者　保科　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４３７号
熊本市中央区九品寺１丁目18番７号　ＴＡＴＡＥビル４―Ｄ、前住所熊本市西区春日１丁目14番33号　ソルトビル702号
債務者　宮村　皇児（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係